

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 12 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

私は、当時の勤務先の社長から「国民年金という制度があり、あなたの将来のために加入手続を行い、国民年金保険料を納付しておくから。」と言われた記憶があり、保険料の納付は社長に全て任せていた。社長は 3 年前に亡くなっており、確認することができないが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3 か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであることから、申立人は申立期間②の保険料も納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 53 年 6 月に払い出されたことが確認でき、申立人は同時期に国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、加入時点において、申立期間①の大半は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、勤務先の社長が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたと申述しているところ、当時の勤務先の社長及び申立人が氏名を挙げた元同僚は既に亡くなっており、加入手続及び保険料納付の

状況は不明である上、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成20年10月1日から22年1月1日までの期間について、標準報酬月額決定の基礎となる20年9月には、標準報酬月額47万円に相当する報酬月額が船舶所有者により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の船舶所有者Aにおける当該期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年2月1日から22年1月1日まで

私が、船舶所有者Aが所有する船舶に勤務していた期間のうち、平成元年2月から21年12月までの船員保険の標準報酬月額が給与支給額より低くなっている。平成元年当時から給与は手取りで40万円を下回ったことは無く、申立期間の標準報酬月額が26万円から41万円とされているのは納得できないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成20年10月1日から22年1月1日までの期間については、船舶所有者から提出された給料台帳控により、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、船舶所有者が源泉徴収していたと認められる船員保険料額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致していることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づく23年10月12日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

ところが、厚生年金事案であって申立期間に厚生年金保険料の徴収権の消滅時効成立前の期間を含む事案に関して、厚生労働省から、特例的に、当該事案の申立日を基準日として、保険料の徴収権の消滅時効が成立していない期間については、厚生年金保険法を適用し、同時効が成立している期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を適用するという見解が示された。

そこで、当委員会は、上記期間について、厚生労働省の見解に基づき、改めて厚生年金保険法と特例法の適用の当否を再審議した結果、平成 20 年 10 月 1 日から 22 年 1 月 1 日までの期間については、申立日において保険料の徴収権の消滅時効が成立していない期間であると認められるので、厚生年金保険法を適用することとなった。

そして、当該期間については、船舶所有者から提出された給料台帳控によると、標準報酬月額決定の基礎となる平成 20 年 9 月には、標準報酬月額 47 万円に相当する報酬月額が船舶所有者により申立人へ支払われていることが確認できることから、厚生年金保険法に基づき、当該期間に係る標準報酬月額を 47 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成21年2月1日から同年12月1日までの期間について、標準報酬月額決定の基礎となる20年4月から同年6月までの期間及び21年4月から同年6月までの期間には、標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年2月1日から21年2月1日まで
② 平成21年2月1日から同年12月1日まで

私は、A社に勤務していた期間について、給与を二つの口座に分けて支給され、給与明細書も分かれていた。申立期間の標準報酬月額について、基本給、運行給及び無事故手当のみが計上され、歩合給等が計上されておらず、実際に支給された給与総額よりも低くなっているため、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された基本給及び歩合給等に関する給与明細書により、厚生年金保険料控除額に相当する標準報酬月額がオンライン記録と一致していることが確認できることから、既に当委員会において決定したあっせん案等の報告に基づき平成23年10月12日付けで総務大臣から年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立期間②については、その申立日において保険料の徴収権の消滅時効が成立していないことから、前回は審議の対象としなかった。ところが、申立期間に保険料の徴収権の消滅時効成立前の期間を含む事案に関して、厚生労働省から、特例的に、当該事案の申立日を基準日として、保険料の徴収権の消滅時効が成立していない期間については、厚生年金保険法を適用し、同時効が成立している期間については、厚生年金保険の保

険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を適用するという見解が示された。

そこで、当委員会は、厚生労働省の見解に基づき審議することとした結果、申立期間②については、申立日においては保険料の徴収権の消滅時効が成立していない期間であると認められるので、厚生年金保険法を適用することとなった。

そして、申立期間②については、申立人から提出された基本給及び歩合給等に関する給与明細書によると、標準報酬月額決定の基礎となる平成20年4月から同年6月までの期間及び21年4月から同年6月までの期間には、標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていることが確認できることから、厚生年金保険法に基づき、申立期間②に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和63年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月31日から同年6月1日まで

私は、A事業所に昭和60年12月から63年5月31日まで正職員として勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年5月31日となっているため、同年5月が被保険者期間から欠落している。同年5月31日まで勤務していたので、調査の上、被保険者資格喪失日を同年6月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA事業所が保管する申立人に係る退職届から、申立人は、昭和63年5月31日まで継続して勤務していたことが確認できる上、当時の社会保険事務担当者は、「申立人が末日まで在籍していたのであれば、給与から社会保険料を控除していた。」と回答していることから、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和63年4月のオンライン記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和63年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所

（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは通常考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 4552（事案 1712 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を同年 5 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 2 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 5 日から 39 年 1 月 5 日まで
② 昭和 43 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

私は、B 県 C 市に所在した A 社の D 工場に継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間当時の写真が見つかり、当該事業所において一緒に勤務をした元同僚が分かったので、元同僚及び写真を基に、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人は、A 社において、昭和 43 年 4 月 30 日まで勤務していたことが認められる上、国民年金受付処理簿（市町村からの番号払出し状況についての報告内容を整理したもの）により、同年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったことが確認でき、C 市の国民年金被保険者名簿により同年 5 月 1 日に遡って被保険者資格を取得し、同月から保険料を現年度納付していることが確認できる。

また、申立人及び元同僚は、「給与の支給日は月末であった。」と供述しているところ、当該元同僚は、「A 社に転勤になった最初の給与（昭和 37 年 10 月末日支給）から厚生年金保険料は控除されていたと思

う。」と供述していることから同社の保険料は当月控除と推認でき、退職月に支給された 43 年 4 月の給与から同年 4 月の保険料が事業主により控除されたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において当該事業所に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る昭和 43 年 3 月の社会保険事務所（当時）の記録から 2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和 43 年 5 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 4 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①に係る申立てについては、申立人は、前回、「E 県 F 区に所在した G 社に技術習得を兼ねて勤務していた。」と申し立てており、この申立てについては、i) G 社の元事業主（申立期間①当時、A 社 D 工場も兼営）は、「申立期間①当時、同社の作業場で働いていた H（職種）は、同社と雇用関係に無かった。また、申立人が同社に勤務していたか否かについては当時の雇用関係資料が保存されていないため分からない。D 工場の従業員については、従業員側の要望もあり、社員として採用し、同時に厚生年金保険に加入させていた。」と回答していること、ii) 元同僚等は、申立人の G 社における勤務実態について記憶していないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 4 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立内容を変更し、新たな資料として申立期間当時の写真を提出し、「申立期間①は A 社の D 工場に継続して勤務していた。」と主張し、新たに判明した元同僚の氏名を挙げている。

しかし、申立人から提出された申立期間当時の写真から、今回新たに判明した元同僚及び元工場長並びに当該事業所において申立期間①当時に厚生年金保険に加入期間のある複数の元同僚は、「申立人を覚えているが、申立人の勤務期間までは分からない。」と供述しており、申立人

が申立期間①において当該事業所に勤務していたか否かについて確認できない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和 38 年 4 月 5 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、39 年 1 月 5 日に再度、被保険者資格を取得し、異なる健康保険の整理番号が払い出されていることが確認できるところ、元事業主及び元工場長は、「申立期間①当時は、一度退職し、復職する者が多くいた。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票において、申立期間①に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、元事業主は、「当該事業所の申立期間①当時の関連資料は無く、申立人の雇用実態について分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間①当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から7年5月31日まで
私のA社の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間の標準報酬月額の記録が9万2,000円と著しく低くなっている。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、申立人が主張する30万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年5月31日）の半月後の同年6月16日付けで、6年10月の定時決定（30万円）を取り消し、同年4月1日に遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は取締役であったことが確認できるが、上記遡及訂正は、同社がB地方裁判所C支部から破産宣告を受けた平成7年5月31日から半月後のことであり、破産手続開始後は、当該事業所の財産の処分権は破産管財人に専属し、社会保険事務所への届出に必要な代表者印は破産管財人の管理下にあり、申立人が、当該標準報酬月額の遡及訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から7年5月31日まで
私のA社の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間の標準報酬月額の記録が9万2,000円と著しく低くなっている。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、申立人が主張する26万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年5月31日）の半月後の同年6月16日付けで、6年10月の定時決定（26万円）を取り消し、同年4月1日に遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は監査役であったことが確認できる上、上記遡及訂正は、同社がB地方裁判所C支部から破産宣告を受けた平成7年5月31日から半月後のことであり、破産手続開始後は、当該事業所の財産の処分権は破産管財人に専属し、社会保険事務所への届出に必要な代表者印は破産管財人の管理下にあり、申立人が、当該標準報酬月額の遡及訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和58年3月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、36万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月16日から同年4月1日まで

私は、昭和58年3月16日付けでA社（現在は、B社）C営業所へ異動したが、同営業所での厚生年金保険の資格取得日は同年4月1日となっており、資格取得日を同年3月16日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の辞令書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和58年3月16日に、同社D支店から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、E健康保険組合から提出された被保険者台帳及び企業年金連合会から提出されたF厚生年金基金の中脱記録により、申立人が昭和58年3月16日に資格喪失し、同日に資格取得していることが確認できる上、当該届出様式が複写式ではなかったと認められる周辺事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人のA社C営業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日を昭和58年3月16日として社会保険事務所に届け出たことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和58年4月の社会保険事務所の記録から36万円とすることが妥当である。

千葉国民年金 事案 4183

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から50年3月まで

私は、これまでに勤めたいくつかの事業所については、厚生年金保険の適用がなかったため、事業主が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付するという雇用条件で就職した。そのため、私は国民年金の加入手続及び保険料納付を行った記憶は無いが、申立期間を除き事業所に勤めた期間は全て保険料が納付されている。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先の事業主が国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、A社会保険事務所（当時）からB市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は昭和50年11月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認されることから、同年11月を基準にすると、申立期間のうち一部の保険料は、時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、申立期間の保険料を納付していたとする勤務先の事業主、所在地等に関する記憶が明確でなく、事業主から保険料の納付状況について聞き取り調査を行うことができず、保険料の具体的な納付状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 12 月から 50 年 6 月までの期間、55 年 1 月から 57 年 3 月までの期間及び 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 12 月から 50 年 6 月まで
② 昭和 55 年 1 月から 57 年 3 月まで
③ 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、申立期間①当時はA（業種）の技能資格を取得するためにB区
のA（業種）養成所で住み込みで勉強していた。同養成所を卒業した後、
昭和 52 年 6 月に実家のあるC郡D町に戻ったときに、同養成所に在籍
していた期間の国民年金保険料は納付していたと思っていたが未納であ
ることが分かった。そのため、私の父が申立期間①の保険料を一括して
納付しようとしたが、金額が大きかったので2回に分けて納付してくれ
た。また、私は、53 年 10 月に結婚した後も国民年金に加入しており、
申立期間②及び③の保険料については義父が家族の分と一緒に納付して
くれたと思う。申立期間①、②及び③が未納とされていることは納得で
きない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 52 年 6 月以降に申立人の父が
2回に分けて国民年金保険料を納付してくれたと申述しているが、申立人
の国民年金手帳記号番号は、同年 4 月 18 日に社会保険事務所（当時）か
らC郡D町に払い出された手帳記号番号の一つであることが国民年金手帳
記号番号払出簿により確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入
者の資格取得日から、申立人の加入手続は同年 7 月頃に行われ、その際、
48 年 12 月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認で
きることから、52 年 7 月を基準にすると、申立期間①の大半は時効によ

り保険料を納付することができない。

また、申立期間②及び③については、申立人は、婚姻後は申立人の義父が家族の保険料と一緒に申立人の保険料を納付してくれたと申述しているが、特殊台帳において、申立人の義父及び義母も申立期間②及び③の保険料は未納であることが確認できる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間①、②及び③の保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の父及び申立人の義父は既に亡くなっていることから、具体的な保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立期間は合計3回、58 か月と長期間である上、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年5月から51年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料が未納であるとお知らせと一緒に期限付きの一括納付書が送付されてきたので、当時実家で同居していた母に相談し、一括納付する目的で母から数十万円を借り受け、昭和51年4月頃にA県B区役所C出張所（現在は、D事務所）に一人で出向き、申立期間の保険料を一括納付したはずである。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月頃にA県B区役所C出張所で申立期間の国民年金保険料を一括納付したと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、社会保険事務所（当時）からE市F区に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、52年8月下旬頃に加入手続が行われ、この際、45年5月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認されることから、加入手続を行った52年8月下旬を基準にすると、申立期間のうち50年6月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時送付されてきた期限付きの納付書は「特例措置」によるものであったことを覚えていると申述しているところ、申立人の所持する年金手帳の変更後の住所欄及びE市の収滞納リストの記

載内容により、申立人は昭和 54 年 1 月から同年 6 月頃まで A 県 B 区に住んでいたことがうかがえ、その当時は第 3 回特例納付実施期間中であったことを踏まえると、申立期間の保険料は第 3 回特例納付制度により一括納付した可能性も考えられるが、申立人は、社会保険事務所等から特例納付制度について具体的な説明を受けたこと、申立期間の保険料を納付するために自分から特例納付の申出を行ったこと、及び第 3 回特例納付により申立期間の保険料を納付したことなどの記憶は無いと述べている。

加えて、特例納付に係る保険料の納付書の送付について、A 県 B 区に確認したところ、特例納付の実施期間当時、区役所において特例納付の対象となる未納者等を抽出し、被保険者からの特例納付の申出の有無に関わらず、未納通知等と一緒に納付書を送付するようなことはなかったと回答していることから、申立人が第 3 回特例納付制度を利用して申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

このほか、申立人が保険料納付のために経済的援助を受けたとする申立人の母は既に亡くなっているため、保険料の納付状況等は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4186

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から59年3月まで

私は、会社を退職した昭和58年5月頃、A市役所B出張所に行き、国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料はB出張所で納付したはずであり、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和58年5月頃、国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、59年4月7日に任意加入した際に払い出されており、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の国民年金保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付金額等の記憶が明確でなく、申立期間に係る保険料の納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年9月から同年12月まで

私は、昭和56年9月に会社を退職した後、妻が国民年金の加入手続と申立期間の国民年金保険料の納付を行ってくれたはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が昭和56年9月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立期間当時は国民年金の加入手続を行った場合、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことから、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄において、基礎年金番号制度導入後の平成14年9月1日に初めて被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から53年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から53年9月まで

私は、大学生であったが、母がA市役所B支所で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、特例納付で一括納付したと聞いており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の母が特例納付で一括納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和55年7月14日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出されたことが確認でき、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人はその妻と一緒に同年11月から56年1月までに加入手続きを行い、その際、夫婦連番で手帳記号番号を付番されたことが推認できることから、55年11月を基準にすると、第3回特例納付の実施期間は終了しており、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から53年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年9月から53年9月まで

私は、昭和51年6月に結婚した後、義母がA市役所B支所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、夫の保険料と一緒に特例納付で一括納付したと聞いており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の義母が申立人の夫の保険料と一緒に特例納付で一括納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和55年7月14日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出されたことが確認でき、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人はその夫と一緒に同年11月から56年1月までに加入手続を行い、その際、夫婦連番で手帳記号番号を付番されたことが推認できることから、55年11月を基準にすると、第3回特例納付の実施期間は終了しており、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 21 日から 54 年 5 月 28 日まで
私は、申立期間当時、A社のグループ会社であるB社の経営するC事業所に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者記録を有し、C事業所のD（施設）で勤務していた複数の元従業員の証言から、申立人が同事業所にE（職種）として勤務していたことは認められる。

しかし、A社の元代表取締役、元経理担当者及び上記元従業員は、「A社は、F（地名）に所在するC事業所を含む7から8事業所のG（業務）及びH（業務）の代行を行っていた。各事業所は、独立採算制の別法人で厚生年金保険には加入していなかった。A社I部の社員は、C事業所のD（施設）でJ（作業）をし、F（地名）の各事業所に供給していたが、E（職種）等のほかの勤務者はB社の社員だった。」と供述している。

また、オンライン記録によると、B社は平成9年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる上、申立期間当時のC事業所の所長も申立期間において厚生年金保険に加入していなかったことが確認できる。

さらに、B社は、「当時の資料が残っていないため、申立人に係る勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から5年12月31日まで
私は、昭和57年12月から平成5年12月31日まで、A区BのC社に代表取締役として勤務したが、申立期間の標準報酬月額が減額されていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間における標準報酬月額は、53万円であったが8万円に減額されている。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成2年10月から5年11月まで53万円と記録されていたが、C社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（5年12月31日）より後の7年3月6日付けで、3年4月1日に遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、C社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる上、年金事務所の書面調査においても、記録の訂正が行われた期間において事業主であったこと及び社会保険料の滞納があったことを認め、申立期間における遡及訂正処理に係る届出を社会保険事務所（当時）に自ら行ったと回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、C社の代表取締役である申立人が、その処理に関与しながら当該標準報酬月額の訂正処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 20 日から 41 年 5 月 4 日まで

私は、平成 23 年 9 月に年金記録確認 A 地方第三者委員会から元同僚の「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録の申立てについて」の問い合わせがあったことから、B 社に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給されていることを初めて知った。脱退手当金の説明を会社から受けていないし、脱退手当金を請求していないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務した B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 41 年 12 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、上記被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の資格喪失日である昭和 41 年 5 月 4 日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格を有する 22 名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 16 名に脱退手当金の支給記録があり、そのうち申立人を含む 8 名が資格喪失日から 9 か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち 1 名は、「会社に代理請求してもらった。」と回答していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退

手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る脱退手当金は受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前にある被保険者期間が、その計算とされておらず、未請求となっている。しかし、当該未請求期間の厚生年金保険記号番号は、申立期間とは別の記号番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとはいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

私は、平成 19 年 5 月から 22 年 4 月末まで A 社で勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が、実際の支給額に比較して著しく低いのは納得できない。給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の訂正を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A 社から提出された申立期間に係る賃金台帳の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っているものの、当該賃金台帳において事業主から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

千葉厚生年金 事案 4560

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月 1 日から 49 年 3 月 31 日まで
私は、申立期間において、A（地名）にあったB社に正社員として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、B社に正社員として勤務し、後に結婚した夫と知り合った。」と供述しており、複数の元同僚も申立人を覚えていることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の元事業主は、「申立人を覚えていない。試用期間については、最低3か月間にしていた。」と回答しており、元総務責任者も、「試用期間中であれば、厚生年金保険に未加入の可能性が高い。厚生年金保険の加入については、大学卒業者はすぐに加入させていたが、女子社員については、原則3か月間、最長6か月間の試用期間を設けていた。」と回答している。

また、元同僚の女性は、「私は、昭和48年9月頃の入社だが、厚生年金保険の加入は49年1月1日からになっている。3か月ぐらいの見習期間後の翌月1日から正社員となると聞いた記憶がある。」と供述している。

さらに、申立期間当時、当該事業所が加入していたC厚生年金基金は、「基金加入員の検索を行ったが、申立人が当基金に在籍していた形跡は無い。」と回答している。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4561

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 3 月に A 社（35 年 8 月に B 社に名称変更後、現在は、C 社）に入社し、D 部門の E 課で勤務し、工場が F 県 G 区にあったときから H 県 I 市に移転拡大した後も継続して勤務しており、勤務形態や条件に変更が無かったにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が下がっているのを調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の B 社の厚生年金保険被保険者原票における昭和 38 年 10 月 1 日の標準報酬月額は 1 万 4,000 円と記載されており、標準報酬月額が訂正された形跡は無い上、オンライン記録の標準報酬月額と一致する。

また、C 社は、「申立人の報酬月額が分かる賃金台帳等が残っていない。」と回答している上、J 健康保険組合から提出された記録台帳により、申立人の標準報酬等級（月額）は、昭和 37 年 10 月から 12 等級（1 万 8,000 円）、38 年 10 月から 10 等級（1 万 4,000 円）であることが確認でき、オンライン記録の標準報酬月額の推移と一致する。

さらに、B 社の厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同様に昭和 38 年 10 月の定時決定時に標準報酬月額が下がっている者が 38 人いることが確認できることから、申立人のみが不自然な取扱いとなっていたとの事情は見当たらない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。